

平成30年5月31日（木）
午後3時
本庁2階 第1会議室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閱 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第10号 市長からの意見聴取について

報告第11号 寝屋川市社会教育委員の委嘱について

議決事項

議案第16号 寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

議案第17号 教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針について

議案第18号 寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について

議案第19号 平成30年度就学指導委員会委員の委嘱及び任命について

議案第20号 寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する規則について

署名人

高須教育長

玉井委員

4月・5月教育委員会一般事務報告

(4月20日～5月31日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
4	20	金	教頭会	教育委員会各課から連絡	教育研修センター
	22	日	市民体育大会サッカーの部	大会	各中学校 他
	26	木	平成30年度近畿都市教育長協議会定期総会(～27日)	定期総会	和歌山マリーナシティホテル 他
	29	日	市民体育大会バレーボールの部	大会	市民体育館
5	6	日	市民体育大会ソフトボールの部	大会	大阪府立大学工業高等専門学校 他
			市民体育大会グラウンド・ゴルフの部	大会	打上川治水緑地
			市民体育大会卓球の部	大会	市民体育館
	7	月	校長役員会	5月校長会案件について	教育研修センター
			第1回寝屋川市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会	平成30年度使用中学校教科用図書採択に係る検討	本庁2階 第1会議室
	10	木	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	11	金	市指定文化財特別公開(～14日)	菅原神社本殿の公開	菅原神社(池田中町)
	12	土	市民体育大会ゲートボールの部	大会	友呂岐緑地公園
	13	日	市民体育大会柔道の部	大会	市民体育館
			市民体育大会バドミントンの部	大会	市民体育館
	14	月	地域交流センター指定管理者実績検証	実績検証	地域交流センター
	15	火	教育研究員委嘱状交付式	委嘱状の交付及び総会	教育研修センター
	16	水	5月市議会臨時会(第1日目)	付議事件即決、役員改選	市議会議場
	17	木	5月市議会臨時会(第2日目)	役員改選	市議会議場
	18	金	5月市議会臨時会(第3日目)	役員改選	市議会議場
	20	日	市民体育大会インディアカの部	大会	池の里市民交流センター
	21	月	市民体育館指定管理者実績検証	実績検証	市民体育館
	23	水	野外活動センター指定管理者実績検証	実績検証	野外活動センター
	24	木	平成30年度大阪府都市教育委員会連絡協議会定期総会	定期総会	ホテルアウィーナ大阪
	26	土	市政感謝会		アルカスホール
市民体育大会陸上競技の部			大会	枚方陸上競技場	

月	日	曜	行事名	内容	場所
5	26	土	市民体育大会軟式野球の部	大会	南寝屋川公園 他
	28	月	校長役員会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	30	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	31	木	学校訪問		
			教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室 1
			教育委員会5月定例会		本庁2階 第1会議室

6月教育委員会行事計画書

(6月1日～6月30日)

月	日	曜	行事名	内容	場所
6	1	金	校長会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
			平成30年度第1回社会教育委員会会議	委嘱状の交付、1. 議長の選出、 2. 副議長の選出、3. 平成30年度社会教育部事業計画について、 4. その他	議会棟4階 第1委員会室
	2	土	中学校体育大会(4校)	体育大会	第一、第三、第四、第九
	3	日	小学校運動会(14校)	運動会	東、北、第五、明和、中央、木屋、木田、神田、田井、桜、点野、楠根、梅が丘、石津
			市民体育大会ソフトテニスの部	大会	南寝屋川公園
	14	木	教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			教育委員会6月定例会		上下水道局3階 会議室
	15	金	6月市議会定例会(第1日目)	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	17	日	市民体育大会少林寺拳法の部	大会	市民体育館
			北河内地区総合体育大会(第1日目)	大会	北河内各市施設
			北河内地区総合体育大会軟式野球一般2部(寝屋川市担当)	大会	寝屋川公園
			北河内地区総合体育大会ソフトテニス一般男女の部(寝屋川市担当)	大会	寝屋川公園
	19	火	文教常任委員会	付託事件審査、所管事項事務調査	議会棟5階 第2委員会室
	24	日	北河内地区総合体育大会(第2日目)	大会	北河内各市施設
	26	火	6月市議会定例会(第2日目)	一般質問	市議会議場
	27	水	6月市議会定例会(第3日目)	一般質問	市議会議場
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	教育研修センター
	29	金	6月市議会定例会(第4日目)	一般質問	市議会議場
	30	土	平成30年度管理職選考	校長・教頭・指導主事選考	教育研修センター

報告第10号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年5月31日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

専決処分 平成29年度寝屋川市一般会計補正予算（第6号）（教育委員会関係分）

(単位：千円)

(歳入)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
財産収入・ 財産運用収入・ 利子及び配当金	73	△ 68	5	利子収入	5	教育振興基 金利子収入
寄附金・ 寄附金・ 教育費寄附金	100	170	270	教育振興寄附金	170	教育振興寄 附金

(歳出)

(単位：千円)

款・項・目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節・説明	
				特 定 財 源		一 般 財 源	区 分	金 額	事 業 概 要
				国 府 支 出 金	地 方 債				
教育費・ 教育総務費・ 教育委員会総務 費	564,049	102	564,151	-	-	102	積立金	102	[教育環境の整備・充実] 教育振興基金積立金の追加補正
教育費・ 中学校費・ 学校給食費	258,907	0	258,907	46,300 府支出金	-	-	△ 46,300		

報告第11号

寝屋川市社会教育委員の委嘱について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

平成30年5月31日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

寝屋川市社会教育委員名簿

平成30年6月1日現在

委員構成		備 考	新規・継続
学校教育関係者 (2人)	まつおか まさお 松岡 正男	市立木田小学校校長	新規
	ふるの かつじ 古野 勝治	市立第三中学校長	新規
社会教育関係者 (7人)	はま だいすけ 濱 大輔	市立校園PTA協議会会長代行	新規
	きた たみこ 喜多 多美子	市文化連盟常任理事	継続
	たにがわ よしふみ 谷川 義文	特定非営利活動法人 寝屋川市スポーツ振興連盟会長	継続
	つじもと よしひで 辻本 嘉秀	市青少年指導員会会長	継続
	にしばやし まさと 西林 正人	大阪府立中央図書館協力振興課長	継続
	えぎ きょうぞう 江木 京三	一般社団法人寝屋川青年会議所	新規
	かつらぎ ひろや 葛城 裕也	寝屋川市スポーツ推進委員会 会長	継続
家庭教育活動者 (2人)	かすが ちづる 春日 ちづる	家庭教育サポーター	新規
	まなべ やすこ 眞鍋 康子	家庭教育サポーター	継続
学識経験者 (4人)	おの たかし 小野 隆	学識経験者	新規
	せと としお 世戸 俊男	学識経験者	継続
	ふくだ まきお 福田 真規夫	学識経験者	継続
	もりもと ゆき 森本 友紀	学識経験者	継続

※ 委嘱期間 平成30年6月1日～平成32年5月31日

議案第16号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則について

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 31 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

情報化に関する施策を推進していくことから、学校教育部教育政策総務課の事務分掌に加えるため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則の一部を改正する規則

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則（昭和 50 年寝屋川市教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の表学校教育部 教育政策総務課の項事務分掌の欄中第 16 号を第 17 号とし、第 15 号を第 16 号とし、第 14 号を第 15 号とし、第 13 号の次に次の 1 号を加える。

(14) 情報化に関する施策の推進に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市教育委員会事務局の内部組織に関する規則

改正案		現行																																	
<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p>		<p>(分掌事務)</p> <p>第5条 第2条第1項に定める組織の分掌事務は、次のとおりとする。</p>																																	
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">部</td> <td style="width: 10%;">校 育</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 教 部</td> <td></td> </tr> </table>	部	校 育	学 教 部		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">室</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	室				<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">課</td> <td style="width: 10%;">育 策 務</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教 政 総 課</td> <td></td> </tr> </table>	課	育 策 務	教 政 総 課		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事務分掌</td> <td style="width: 10%;">(1) 教育行政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(2) 教育委員会の会議に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(3) 文書及び公印の管守に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(4) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(5) 秘書に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(6) 表彰に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(7) 人事管理に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(8) 教育関係資料の収集に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(9) 学校の備品台帳の整備及び保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(10) 教育費予算及び決</td> </tr> </table>	事務分掌	(1) 教育行政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。		(2) 教育委員会の会議に関すること。		(3) 文書及び公印の管守に関すること。		(4) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。		(5) 秘書に関すること。		(6) 表彰に関すること。		(7) 人事管理に関すること。		(8) 教育関係資料の収集に関すること。		(9) 学校の備品台帳の整備及び保管に関すること。		(10) 教育費予算及び決
部	校 育																																		
学 教 部																																			
室																																			
課	育 策 務																																		
教 政 総 課																																			
事務分掌	(1) 教育行政に係る重要施策の企画及び総合調整に関すること。																																		
	(2) 教育委員会の会議に関すること。																																		
	(3) 文書及び公印の管守に関すること。																																		
	(4) 教育委員会の規則その他の規程の公布に関すること。																																		
	(5) 秘書に関すること。																																		
	(6) 表彰に関すること。																																		
	(7) 人事管理に関すること。																																		
	(8) 教育関係資料の収集に関すること。																																		
	(9) 学校の備品台帳の整備及び保管に関すること。																																		
	(10) 教育費予算及び決																																		

改正案	現行
<p>算に関すること。</p> <p>(11) 就学援助に関すること。</p> <p>(12) 奨学資金に関すること。</p> <p>(13) 校庭の芝生の管理等に関すること。</p> <p>(14) <u>情報化に関する施策の推進に関すること。</u></p> <p>(15) <u>教育委員会事務局各部及び部内の総合調整に関すること。</u></p> <p>(16) 部中他課の所管に属さないこと。</p> <p>(17) 部の庶務に関すること。</p>	<p>算に関すること。</p> <p>(11) 就学援助に関すること。</p> <p>(12) 奨学資金に関すること。</p> <p>(13) 校庭の芝生の管理等に関すること。</p> <p>(14) 教育委員会事務局各部及び部内の総合調整に関すること。</p> <p>(15) 部中他課の所管に属さないこと。</p> <p>(16) 部の庶務に関すること。</p>

議案第17号

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価の実施方針
について

別紙のとおり実施方針を定めるに当たり、教育委員会の議決を求める。

平成 30 年 5 月 31 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条に基づき、平成29年度教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価報告書を作成するため。

教育行政事務の管理及び執行状況に関する点検及び評価実施方針

1 概要

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、平成 20 年 4 月から全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなった。

その評価方法や報告書の様式、議会への報告方法などについては、各教育委員会が実情を踏まえて決定することになっている。

参考 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（一部抜粋）

第 26 条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

2 実施趣旨

効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条に基づき、教育に関する事務の点検・評価を行うものとする。

3 点検・評価の対象

点検評価の対象は、『寝屋川市教育大綱実施計画』の推進体制に基づいて実施した、平成 29 年度の主な事業とし、実施計画の進行管理を意識した取組とする。

4 評価方法

点検・評価に当たっては、「教育行政事務の点検及び評価に関する会議」を設け、教育大綱重点取組を構成する具体的な取組内容ごとの取組実績等を分析し、教育大綱重点取組における取組指標の達成度を明らかにするとともに、評価を示すこととする。

また、客観性を確保するとともに、指導・助言をいただくため、学識経験者の知見を活用する。

※ アドバイザー依頼予定学識経験者

帝塚山大学 中川 幾郎 名誉教授

兵庫県立大学 竹内 和雄 准教授

5 平成 30 年度のスケジュール（案）

- (1) 5月31日：教育委員会定例会に実施方針を上程
- (2) 6月上旬：学識経験者（2名）の決定
- (3) 8月31日：第1回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
9月3日：第2回 教育行政事務の点検及び評価に関する会議
9月6日：予備日
- (4) 9月下旬：教育委員会定例会に報告書を上程
- (5) 10月上旬：実施計画の策定
- (6) 10月中旬：市議会に報告書の提出
- (7) 10月下旬：報告書を教育委員会のホームページに掲載

議案第18号

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正する規則について

寝屋川市私立幼稚園保育料軽減補助金交付規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年5月31日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

幼稚園就園奨励費補助制度は、国において幼児教育に係る保護者負担軽減のために設けられている。

国の方針である低所得世帯の保護者負担軽減の拡充を行うため、また、別表について、母子及び父子並びに寡婦福祉施行令が改正され、本規則の条文の改正の必要が生じたため。

議案第19号

平成30年度就学指導委員会委員の委嘱及び任命について

寝屋川市就学指導委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を平成30年度寝屋川市就学指導委員会委員に委嘱及び任命をいたしたく、教育委員会の議決を求める。

平成30年5月31日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

平成30年度寝屋川市就学指導委員会委員の委嘱及び任命を行うため。

平成30年度 寝屋川市就学指導委員会委員名簿

1 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市就学指導委員会規則第2条第2項)		氏名	備考
第1号	学識経験を有する者	中岡 伸哉	中岡整形外科 院長
		三家 英明	三家クリニック 院長
		野村 公信	大阪工業大学元教授
第2号	寝屋川市立小・中学校の 校長	北條 幸子	寝屋川市立神田小学校 校長
		大原 武史	寝屋川市立第一中学校 校長
第3号	寝屋川市立小・中学校の特 別支援学級担任又は通級 指導教室担当教員	島本 和代	寝屋川市立第五小学校 教諭
		山中 以久代	寝屋川市立和光小学校 教諭
第4号	教育監	野呂 泰由	学校教育部 教育監
第5号	学校教育部学務課におけ る課長	若林 勲	学校教育部学務課 課長
第6号	学校教育部教育指導課に おける課長	山口 健司	学校教育部教育指導課 課長
第7号	こども部子育て支援課に おける職員	益 なおき	こども部子育て支援課 主査
		南條 玲子	こども部子育て支援課 主査
		田村 勝美	こども部子育て支援課

2 任期 寝屋川市教育委員会が委嘱した日から平成31年3月31日まで

議案第20号

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する
規則について

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

平成30年5月31日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則は、本市の留守家庭児童会保育料徴収に関し必要な事項を定めているが、本文及び別表について、母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令が改正され、本規則の条文の改正の必要が生じたため。

寝屋川市教育委員会規則第 号

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則の一部を改正する
規則

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則（平成 24 年寝屋川市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 4 号及び別表中「第 1 条の 2 第 2 号」を「第 2 条第 2 号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

寝屋川市留守家庭児童会保育料徴収条例施行規則

改正案	現行												
<p>(保育料の減免)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により寝屋川市教育委員会(以下「委員会」という。)が保育料を免除することができる事由(以下「免除事由」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯であって、当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号又は第2条第2号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻をしいた者とみなしたときに、第2号又は前号に掲げる世帯に該当する世帯であること。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">減額理由</th> <th style="width: 30%;">減額対象児童</th> <th style="width: 40%;">減額後の保育料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年分の住民税課税標準額が1,600,000円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	減額理由	減額対象児童	減額後の保育料額	前年分の住民税課税標準額が1,600,000円	(略)	(略)	<p>(保育料の減免)</p> <p>第3条 条例第4条の規定により寝屋川市教育委員会(以下「委員会」という。)が保育料を免除することができる事由(以下「免除事由」という。)は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 前3号に掲げる世帯以外の世帯であって、当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条第2号又は第2条第2号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者を婚姻をしいた者とみなしたときに、第2号又は前号に掲げる世帯に該当する世帯であること。</p> <p>別表(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">減額理由</th> <th style="width: 30%;">減額対象児童</th> <th style="width: 40%;">減額後の保育料額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前年分の住民税課税標準額が1,600,000円</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	減額理由	減額対象児童	減額後の保育料額	前年分の住民税課税標準額が1,600,000円	(略)	(略)
減額理由	減額対象児童	減額後の保育料額											
前年分の住民税課税標準額が1,600,000円	(略)	(略)											
減額理由	減額対象児童	減額後の保育料額											
前年分の住民税課税標準額が1,600,000円	(略)	(略)											

改正案		現行	
未満の住民税課税世帯(当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号又は第2条第2号に掲げる者において、当該保護者をおいて、当該保護者と婚姻をしていた者とみなしたときに、前年分の住民税課税標準額が1,600,000円未満の住民税課税世帯を含む。)であること。		未満の住民税課税世帯(当該児童の保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第1条第2号又は第1条の2第2号に掲げる者に該当する場合において、当該保護者をおいて、当該保護者と婚姻をしていた者とみなしたときに、前年分の住民税課税標準額が1,600,000円未満の住民税課税世帯を含む。)であること。	
前年分の住民税課税標準額が2,100,000円	(略)	前年分の住民税課税標準額が2,100,000円	(略)

改正案	現行
<p>未満の母子・父子世帯 (当該児童の保護者が 母子及び父子並びに 寡婦福祉法施行令第 1条第2号又は第2 条第2号に掲げる者 に該当する場合にお いて、当該保護者を婚 姻をしていた者とみ なしたときに、前年分 の住民税課税標準額 が2,100,000円未満の 母子・父子世帯を含 む。)又は世帯の構成 員のいずれかが身体 障害者手帳、精神障 害者手帳若しくは療</p>	<p>未満の母子・父子世帯 (当該児童の保護者が 母子及び父子並びに 寡婦福祉法施行令第 1条第2号又は第1 条の2第2号に掲げ る者に該当する場合 において、当該保護者 を婚姻をしていた者 とみなしたときに、前 年分の住民税課税標 準額が2,100,000円未 満の母子・父子世帯を 含む。)又は世帯の構 成員のいずれかが身 体障害者手帳、精神障 害者手帳若しくは療</p>

改正案		現行	
手帳の交付を受けている世帯であること。		育手帳の交付を受けている世帯であること。	